

議案第 95 号

東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例（平成2年東大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第10条中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に改める。

第12条第1項中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に、「うえ」を「上」に改め、同条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第16条中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月5日から施行する。

（東大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

2 東大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成4年東大阪市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に改める。

東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

新	旧
(印鑑の登録)	(印鑑の登録)
第6条 市長は、前条の規定により事実の確認をしたときは、 <u>印鑑登録原票</u> を作成し、印鑑を登録するものとする。	第6条 市長は、前条の規定により事実の確認をしたときは、 <u>印鑑登録票</u> を作成し、印鑑を登録するものとする。
2 前項の <u>印鑑登録原票</u> には、印影、登録番号、登録年月日及び登録を受ける者の住所、氏名等、生年月日その他必要な事項を記録する。	2 前項の <u>印鑑登録票</u> には、印影、登録番号、登録年月日及び登録を受ける者の住所、氏名等、生年月日その他必要な事項を記録する。
3 第1項の <u>印鑑登録原票</u> は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）をもって調製する。	3 第1項の <u>印鑑登録票</u> は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）をもって調製する。
(印鑑登録の証明)	(印鑑登録の証明)
第10条 印鑑登録の証明は、 <u>印鑑登録原票</u> に登録されている印影の写し（第6条第3項に規定する磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）に市長が規則で定める事項を記載した印鑑登録証明書を交付すること	第10条 印鑑登録の証明は、 <u>印鑑登録票</u> に登録されている印影の写し（第6条第3項に規定する磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）に市長が規則で定める事項を記載した印鑑登録証明書を交付すること

とにより行う。

(印鑑登録証明書の交付等)

第12条 市長は、第11条に規定する申請があったときは、登録証及び当該申請の内容と印鑑登録原票の登録事項とを照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請を行った者に印鑑登録証明書を交付する。

2 市長は、前条に規定する申請があったときは、本市の使用に係る電子計算機によって、あらかじめ作成したプログラムに従い、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請を行った者に印鑑登録証明書を交付する。

(閲覧の禁止)

第16条 印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する文書は、閲覧に供しない。

とにより行う。

(印鑑登録証明書の交付等)

第12条 市長は、第11条に規定する申請があったときは、登録証及び当該申請の内容と印鑑登録票の登録事項とを照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請を行った者に印鑑登録証明書を交付する。

2 市長は、前条に規定する申請があったときは、本市の使用に係る電子計算機によって、あらかじめ作成したプログラムに従い、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請を行った者に印鑑登録証明書を交付する。

(閲覧の禁止)

第16条 印鑑登録票その他印鑑の登録及び証明に関する文書は、閲覧に供しない。

東大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

新	旧
<p>(登録の申請の確認)</p> <p>第5条 市長は、申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体に係る地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び第3条第2項の規定により用いた印鑑に係る東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例第6条第1項に規定する<u>印鑑登録原票</u>の記録事項（印影を含む。）を確認しなければならない。</p>	<p>(登録の申請の確認)</p> <p>第5条 市長は、申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体に係る地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び第3条第2項の規定により用いた印鑑に係る東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例第6条第1項に規定する<u>印鑑登録票</u>の記録事項（印影を含む。）を確認しなければならない。</p>